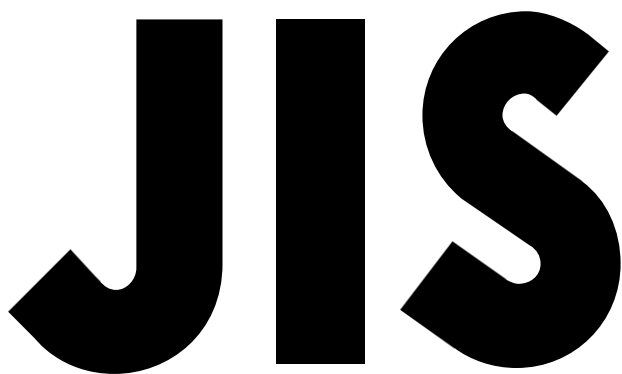




福祉用具－歩行補助具－歩行器

JIS T 9264 : 2025

(JASPA/JSA)

令和 7 年 1 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	倉 片 憲 治	早稲田大学
(委員)	石 原 恵 子	広島国際大学
	石 渡 利 奈	国立障害者リハビリテーションセンター研究所
	伊 藤 納 奈	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	柏 本 英 子	公益社団法人日本介護福祉士会
	河 村 真紀子	主婦連合会
	北 風 晴 司	一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会
	黒 岩 嘉 弘	公益財団法人テクノエイド協会
	後 藤 恵美子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	齋 藤 直 人	一般社団法人全国コープ福祉事業連帯機構
	園 山 洋 一	公益社団法人日本包装技術協会
	永 山 はるみ	一般財団法人日本消費者協会
	二 瓶 美 里	東京大学
	根 村 玲 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	畠 中 順 子	一般社団法人人間生活工学研究センター
	藤 木 和 子	日本障害者協議会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	森 田 朝 子	一般財団法人在宅ケアもの・こと・思い研究所
	渡 邊 慎 一	横浜市総合リハビリテーションセンター

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 24.3.21 改正：令和 7.1.20

官 報 掲 載 日：令和 7.1.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会

(〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-11-15 SVAX TT ビル TEL 03-3437-2623)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会（部会長 松橋 隆治）

審議専門委員会：高齢者・障害者支援専門委員会（委員長 倉片 憲治）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	4
5 リスクマネジメントによる設計	5
6 外観及び構造	6
6.1 外観	6
6.2 構造	6
7 性能	6
8 試験方法	7
8.1 試験条件	7
8.2 安定性試験	7
8.3 静的強度試験	10
8.4 耐久性試験	11
8.5 ブレーキ性能試験	12
9 検査	12
10 表示	13
11 取扱説明書	13
附属書 JA (参考) 設計における配慮事項	14
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	16
解 説	17

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS T 9264:2012** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

福祉用具—歩行補助具—歩行器

Assistive products for walking—Walking frames

序文

この規格は、2021年に第2版として発行された **ISO 11199-1** を基とし、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。また、**附属書 JA** は対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、両上肢で操作する歩行補助具で使用者の全体重を支えることが可能で、車輪のない4本の脚、又は車輪のない2本の脚と車輪のある2本の脚とを備えた歩行補助具（以下、歩行器という。）について規定する。ただし、起立補助具及び歩行補助椅子は除く。

なお、体重又は力をかけるとロックする圧力ブレーキをもつ車輪は、車輪とみなさない。

注 圧力ブレーキとは、ハンドグリップ又は歩行器の支持点に鉛直方向に力がかかったときに、車輪以外の脚が接地し車輪ではなく脚が負荷を支える構造又は車輪を確実に固定する構造をいう [図 4 b) 1) 参照]。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 11199-1:2021, Assistive products for walking manipulated by both arms—Requirements and test methods—Part 1: Walking frames (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS T 0102 福祉関連機器用語 [支援機器部門]

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JIS T 0102** による。